

令和7年11月20日

五所川原市教育委員会
令和7年 第12回定例会
提案事件綴

五所川原市教育委員会

目

次

- 1 議案第27号 五所川原市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について P 1

議案第27号

五所川原市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市学校給食に関する規則（令和6年五所川原市教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

物価高騰に伴う学校給食の米価の大幅な値上がりに対応するため、学校給食費の額を改正する。

2 改正概要

(1) 1食当たりの単価を次のとおり改正する。

区分	改正前	改正後	増加額
小学校	340 円	360 円	20 円
中学校	380 円	400 円	20 円

(2) 改正案

別紙のとおり。

(3) 施行期日

令和7年12月1日

五所川原市学校給食に関する規則の一部を改正する規則

五所川原市学校給食に関する規則（令和6年五所川原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第6条 学校給食費の1食当たりの額（以下「単価」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 <u>360円</u></p> <p>(2) 中学校 <u>400円</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第6条 学校給食費の1食当たりの額（以下「単価」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 <u>340円</u></p> <p>(2) 中学校 <u>380円</u></p> <p>2～4 略</p>
<p>※下線部分は改正部分</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に提供された学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。

令和7年11月11日

五所川原市教育委員会
教育長 原 真紀 様

五所川原市学校給食運営委員会
会 長 渋谷 真



五所川原市学校給食費の改定について（答申）

令和7年11月11日付け、五教給セ発第70号で諮問のあったことについて、令和7年11月11日開催の五所川原市学校給食運営委員会で審議をした結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 学校給食費の改定について

五所川原市の学校給食費について、令和7年12月1日より1食当たりの額を小学校で340円から360円に、中学校で380円から400円にそれぞれ改定することについては、妥当と考える。